

防衛大人権侵害裁判を支援する会

支援する会ニュース 第4号 2017. 8. 1

発行 防衛大人権侵害裁判を支援する会
〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-50エルビービル6階 福岡平和フォーラム内
TEL 092-633-3745 FAX 092-633-3310
Mail peace@fukuoka-forum.jp

第6回口頭弁論報告



防衛大人権侵害裁判第6回口頭弁論が6月19日(月)13時30分より福岡地裁301号大法廷で開かれました。大法廷はほぼ満席となりました。

第6回口頭弁論のポイント (弁護団・赤松秀岳弁護士)

すでにこの裁判は、2017年4月に原告の防衛大時代の先輩や同級生ら個人の被告8名に対する裁判と、国に対する裁判とが分離されて審理されています。

6月19日の審理では、上記のように個人の被告8名と被告国に対する審理を分離されてはいるものの、同じ日時に並行して行いました。

個人の被告8名に対して、弁護団は、まず個人の被告らが指導を装ってした原告に対する暴力行為については、国が責任を負うのみならず、個人

の被告らが個人としても責任を負う旨の法律論を主張しました。公務員の不法行為については、国が代わって責任を負い、公務員個人は責任を負わないという被告らの主張に対する反論です。また、個人の被告らと原告の主張には隔たりがあり、そろそろ、個人の被告について証人調べをする必要があることを裁判所に対して求めました。

被告国に対しては、教官や大学校の対応を明らかにするため提出を求めた資料がほとんど黒塗りのため、裁判所から文書そのもの(もちろん原本には黒塗りはないはずです)を提出するよう命令を発令するように申し立てました。

次回、9月4日(月)10時30分からは、個人の被告8名に対する審理が続きます。今後証人調べを行うことが実現するかが注目されます。

10月16日(月)10時30分からは国に対する審理ですが、今後どれだけ黒塗りのない文書を提出してくるかが注目されます。

報告会を開催

裁判終了後、福岡市立中央市民センター会議室で報告会が行われました。参加は67名。報告会は、支援する会の前海満広事務局長の司会で進められました。まず最初に支援する会を代表して共同代表の石村善治さんより挨拶、つづいて、原告のお母さんより、裁判支援のお礼と原告青年の人権についての思いを込めた手紙が読み上げられました。原告青年の「人権」に対する思い、「人間を大事

にする心をどう育てるのか」など、心に響くものがありました。(3ページに掲載)

弁護団は「進行協議」で遅れての参加となり、「たんぽぽの会」～防大裁判の原告を支える市民の会より、地域福知町での活動報告がありました。次ぎに木佐茂男弁護士より、本裁判に関わる「分離裁判」問題点、人権侵害裁判のそれぞれの問題について提起を受けました。

「進行協議」で弁護団が参加されるまで各支援者から思いや現状や課題が出されました。詳細は省きますが、それぞれ貴重な課題が提起されました。

佐藤博文弁護士より、「原告の防衛大時代の先輩や同級生ら個人の被告8名に対する裁判、国に対する裁判とが分離されて審理される」との報告を受け、「裁判官の判断」とは言え、戸惑いと不安を感じました。



報告する佐藤博文弁護士
(中央市民センター)

次回第7回裁判は9月・10月と、「分離裁判」となりますが、傍聴体制よろしくお願い致します。

終了後、毎回個別に行っています「交流会」を開催し連帯を深めあいました。

この間の裁判経過

第1回裁判	2016年5月23日(月)	福岡地裁303号法廷
第2回裁判	2016年7月11日(月)	福岡地裁303号法廷
第3回裁判	2016年10月4日(火)	福岡地裁303号法廷
第4回裁判	2016年12月6日(火)	福岡地裁303号法廷
第5回裁判	2017年3月6日(月)	福岡地裁301号法廷
第6回裁判	2017年6月19日(月)	福岡地裁301号法廷

財政支援カンパをお願いします

一口1,000円(何口でも可)

郵便振替口座

- 名称 防衛大人権侵害裁判を支える会
- 口座 01750-5-145369

労働金庫

- 名称 防衛大人権侵害裁判を支援する会 事務局長 前海満広
- 口座 九州労働金庫福岡県庁前支店 6725504

原告青年の訴え（母親朗読）

人権について

私が防大で数々の出来事を経験したことを踏まえ「人権」について自分なりの考えを書かせてもらいます。

防大に着校してすぐに、私はこの学校の異常さに驚愕しました。入校する前はかなり悩み、覚悟を持って決めた防大でしたが、想像をはるかに超え、まさしく「1年はゴミ以下」でした。

指導もよく理解できないものばかりで、初めのうちは納得できず、聞き返すこともありましたが、しかし、分刻みのスケジュールに加え、次々と襲ってくる上級生からの理不尽な指導…次第にただただ時間内にこなしていくことに懸命になり、段々と考えることを放棄していく自分がいました。まるで、ロボットです。人権については家庭で「自分がされて嫌だと思ふことは人にはしない」など物心ついたときから始まり、地域で、保育園で、小中高とずっと教えられてきました。それは他の防大生たちも同じ環境で育ったはずですが、人間は置かれた環境によって簡単に崩れてしまいます。ほんの数週間、数日で変わるものなのです。地位を与えられた人間ほど、やすやすと変貌します。

「今まで教えられたことはいったい何だったんだろう。

社会では通用しない空言を私は教えられていたのかもしれない」

「基本的人権は侵すことのできない永久の権利」この言葉にあぐらをかいてはいけません。

「基本的人権」は私たちが、自分たちで必死に守っていかないといけない大切な権利なのだと思います。守ることは大変なことで、逆風があり辛い事もあります。守ることよりも無関心でいる方がずっと楽です。

私は今、人権侵害を訴え国賠裁判を行っており、戦いながら更に苦しめられることがあります。そんな時、無邪気な子どもたちと触れあいながら、自分のかつての姿を重ね「この子らに同じ体験をさせてはいけない」と強く思わせてもらい、頑張ることができるように思います。

私たち大人がしっかりと生きていかないと子どもたちは失望してしまいます。正しいことは正しい、悪いことは悪いんだとしっかり声を上げる勇気を持って下さい。私も頑張ります。

最後に裁判を支えて下さっている皆さま、今日聞いて下さった皆さま、そして、小さくて大きな母に「ありがとうございます。」

傍聴記（防衛大人権侵害裁判に思うこと）

今川正美さん（元衆議院議員）

この裁判でも、原告・弁護団が防衛省に求めた防衛大の資料の大半は「黒塗り」だった。

ところで、いま政界の大きな話題の一つは、稲田防衛相と防衛省だ。

陸自の南スーダンPKO「日報」問題が象徴する、防衛省の「隠蔽体質」がむき出しになった。隠蔽の「キーマン」は黒江事務次官と言われる。組織や自分らの身分を守ることに腐心して、真実を隠そうとする姿は醜悪だ。

自衛官人権侵害裁判は、「さわぎり事件」以来16年余経過し、10数件の裁判が争われた。原告側の訴えの柱は「再発防止」にあった。

そのためには、防衛省が自衛隊内での人権侵

害が「構造的」なものであることを認めて、抜本的対策を行うべきなのだ。

しかし、防衛省は「メンタルヘルス教育」はそれなりにやったが、人権侵害をなくす根本的措置を講じた形跡はない。

防衛官僚らによる「隠蔽体質」の実態を見るにつけ、組織改革など無理だ。

自衛隊員の人権教育を徹底し、彼らの活動状況を国会に逐一報告し、防衛省と自衛隊を風通しの良い組織に抜本改革する——そのためには「軍事オンブズマン制度」の創設が必要だ。この裁判の意義はそこにあり、必ず勝てる闘いだと思う。

第7回裁判（口頭弁論）

第7回裁判は個人の被告8名に対する裁判と、国に対する裁判とが分離されて審理されます。

個人の被告8名に対する裁判

今後証人調べを行うことが実現するかが注目。

日時－**9月4日（月）** 10時30分

法廷－福岡地裁301号法廷

★報告会 「割烹・みくに」

国に対する裁判

今後どれだけ黒塗りのない文書を提出してくるかが注目。

日時－**10月16日（月）** 10時30分

法廷－福岡地裁301号法廷

★報告会 会場未定

* 9月4日（月）

第7回裁判報告会会場「割烹・みくに」

福岡市中央区赤坂1-9-23

電話092-712-8550

最寄り駅

赤坂駅から徒歩約2分

裁判所から徒歩4分

